

# 新会社法の対応

(1)

日専連名誉講師  
富山短期大学名誉教授

川中 清司

会社法の大改正が六月二日の参議院本会議で可決、成立した。

## 新会社法のポイント

- 最低資本金制度の撤廃。一円起業の恒久化。
- 有限会社を廃止し、株式会社へ一本化。
- 合同会社やLLPを新設。
- 会計参与の新設。
- 株主代表訴訟の制限。  
不正な利益を図ったり、会社に損害を与える訴訟を防ぐ。
- 会社機関の設置を柔軟にし、株式譲渡制限会社では取締役会や監査役は任意となった。
- 外資などによる敵対的買収への対抗策を整備。
- 企業の合併・買収を容易にする規定の施行は07年。  
他の規定は06年施行。

従来は、商法や有限会社法などに分かれていたのを根本的に見直し、新しく会社法として誕生した。

改正法の中身は、最低資本金制度の廃止、有限会社の廃止と株式会社への一本化、取締役会など、会社機関の設置の柔軟化、会計参与制度の創設など、極めて広い範囲にわたっている。

表記もカタカナの文語体から、ひらがなの口語体に改めた。参議院での審議で民主党は、課税逃れなどを目的に、書類上、外国に会社を設立して日本で事業を行う「疑似外国会社」の商取引を制限する規定について、「外資系企業の活動を不当に制限しかねない」と削除を要求した。

### ◇ 最低資本金制度の廃止

最低資本金の規制を取り払った。いわゆる、一円設立も可能になっ

た。株式会社を設立するときに、出資すべき額の制限を、いっさい設けない。

会社の最低資本金を、株式会社は一〇〇〇万円、有限会社は三〇〇万円と決めたのは平成二年で、会社の資本を充実して、倒産を防ぐという目的もあった。

しかし、平成一五年には、ベンチャー起業を促進し、景気刺激に役立たせる目的で、一円会社を認めた。五年間のうちに、増資を条件としていたが、今回は、その枠を取り払い、経済の活性化につながる狙い。

経済産業省によると、この二年間で、一円起業制を使って設立した会社は二万五〇〇〇社で、そのうち一万五〇〇〇社が最低資本金まで増資することに成功した。

資本金の枠をはずせば、経済活性化のトリガーとして役立ちそう

だ。しかし、その一方で、ペーパーカンパニーが増えて、犯罪に結びつく懸念もぬぐえない。

### ◇ 有限会社制度の廃止

株式会社と有限会社の規律を一本化した。今ある有限会社は、特例有限会社として存続できるが、今後は、新しく設立することはできなくなる。

存続する有限会社は、株式会社の特例会社なので、定款の内容も変えることになる。

有限会社ができしたのは、昭和一三年で、今から六五年前の日華事変の翌年。小資本で会社を作り、戦時経済に利する目的があった。いま、日本企業の六割を占め、一九〇万社にのぼると言われている。

これまで、株式、合資、合名会社の「旧会社法」は、商法のなか

に含まれていたが、有限会社だけでは、別法だった。新しい会社法では、商法特例法も含めて一本化した。

### ◇ 合同会社制度の新設

合同会社が新しく誕生した。出資者となる社員は有限責任で、有限責任は出資額以外には、会社の負債を背負う必要がない。

利益の配分や権限も、出資の比率には関係せず、社員の総意で決めることができるなど、会社の運営方法を社員が自由に設定できる。社員が一人で設立できて、ベンチャー企業を起こしやすい。

このほかに、法人格を持たないLLP（有限責任事業組合）もできた。いずれも、町おこしのオリジナル商品の開設や、職人の技術やアイデアを活かした組織づくりにも期待がもてそうだ。

### ◇ 会計参与の新設

会計参与は株式会社の役員で、取締役などと共同して会社の計算書類（決算書）を作成する。税理士や公認会計士などの資格者が、株主総会で選任される。

会計の専門家が会計参与という会社の内部機関となり、決算など

に加わることで、会計をガラス張りにして、透明で適正という対外的な信用の増加をねらう。

会計参与は、取締役と同様に、株主代表訴訟の対象となる。制度の導入は企業の独自の判断となる。

### ◇ 株主代表訴訟の乱発防止

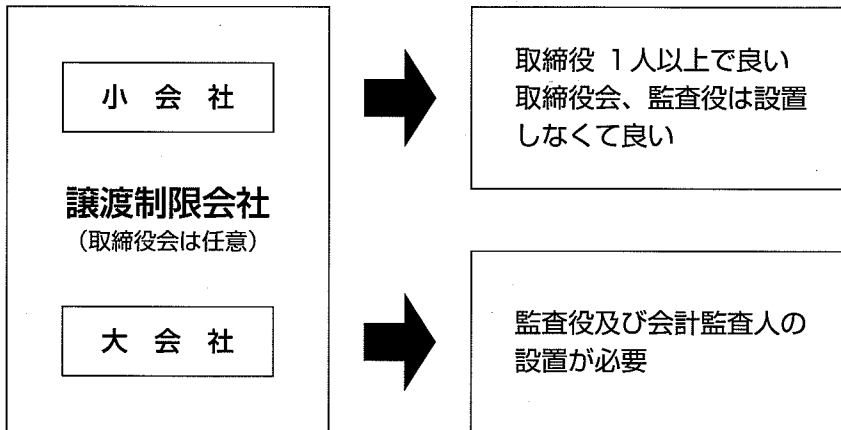
株主が代表訴訟で訴えられるケースが決められた。

訴えた株主本人や、第三者の不正な利益を図ったり、会社に損害を与えることを目的とする場合には、訴訟を提起できない。裁判所は、その訴訟を却下することができる。たとえば、総会屋などが、自己の目的のために行う訴訟など、訴訟の濫用を防ぐ。

### ◇ 柔軟な会社組織

すべての株式会社に必要な機関は、株主総会と取締役を置くことが原則だが、その他の各機関は任意に設置できる。取締役会や監査役の設置についても、いろいろな選択

### 取締役会を設置しない会社



—木下和子著「新会社法—起業はこう変わる」から引用—

股が考えられる。非公開会社では、取締役会を置かず「取締役一人」とすることもできるし、監査役の設置も任意だ。現在のオーナー経営の有限会社に近い形で、株式会社として、経営を続けることができる。非公開会社は閉鎖会社ともいい、

株式を譲渡するには取締役会の承認を必要とする。この制度の利点は株の売買を承認制とし、経営が第三者に移るのを防ぐ。中小企業の多くは、この閉鎖会社だ。取締役や監査役の任期も、最長一〇年まで可能となり、定款で決められる。

大会社※でも非公開会社が認められたので、この場合は、取締役会を設置する必要がなくなった。ただし、監査役や会計監査人を設置することは必要となるが、監査役会は設置しないで、監査役（一人でも良い）を設けるだけでも良い。

※大会社は、資本金五億円以上又は負債総額二〇〇億円以上の会社。

### ◇ 株式譲渡制限の有無と会社機関

株式譲渡制限のある会社は、取締役会を設置しなくてもよい。取締役会を設置した場合は、次のどれかを設置しなければならぬ。

- ・ 監査役（監査役会を含む）
- ・ 会計参与（大会社以外の株式譲渡制限会社に限る）
- ・ 三委員会

## 株式の譲渡制限の有無と会社機関の違い

譲渡制限の有無	取締役会の取扱い	設置・非設置の区分	機関＝監査役、会計参与等の取扱い
株式譲渡制限のある会社	設置は任意となる	設置しない場合  設置の場合	・ 監査役は任意、会計参与は任意 ・ 監査役会や三委員会等は置けない  (下記と同じ↓)
株式譲渡制限のない会社	設置は強制される	設置	監査役、会計参与(大会社以外の譲渡制限会社に限る)、三委員会等の、いずれかの設置が必要

### ◇ 取締役会の持ち回り決議もOK

取締役会は、書面から電子メールなどの電子的記録による「持ち回り決議」ができる。定款に「各取締役が同意し、業務監査権限を

—太田達也著「新会社法とビジネス実務」から引用—

### ◇ 決算書類に株主持分変動計算書

従来まで、株主総会で承認を受けていた利益処分案が廃止され、新たに、株主持分変動計算書が必要となった。配当が、期中の、い

持つ監査役が特に意見が無いつても可能となったため、従来の処分案では剰余金の変動を表示できなくなつたためだ。  
決算書類は、貸借対照表、損益計算書、営業報告書のほかに、株主持分変動計算書が必要となる。

### ◇ 配当がいつでも可能に

これまで配当は、定時株主総会で承認して行う期末配当と、取締役会の決議で行う中間配当の二回が原則だった。新会社法では、株主総会の普通決議があれば、いつでも「剰余金の分配」つまり、配当ができる。  
剰余金の分配額は、剰余金の額にかかわらず、純資産が三〇〇万円未満の場合には、剰余金があつても、株主に分配することはできない。

### ◇ 三角合併など組織再編の柔軟化

会社の再編の方法として、合併、株式交換・株式移転などがある。  
吸収合併や吸収分割、株式交換の場合に、消滅する会社の株価の対価として、存続会社の株式を交付しないで、金銭などを交付する合併(キャッシュ・アンド・マージャー)や、親会社株式を交付する合併(三角合併)が可能となる。  
企業が合併する際に、吸収される企業の、株主に支払われる対価は、存続企業の株式に限り認められていたが、新会社法では、金銭や親会社の株式で支払うことを認めた。

外国籍企業が、日本の子会社を通じて、自社の株を使って、日本企業を吸収することも可能になる。日本企業が、防衛策を整える準備期間が必要なため、実施は、〇七年に先送りされた。